



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	懲罰的賠償の終焉!? (3) : 私人は法を実現できないのか?
Author(s)	会沢, 恒
Description	論説
Citation	北大法学論集, 59(4), 426[195]-397[224]
Issue Date	2008-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35189
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-4_p426-397.pdf



懲罰的賠償の終焉!? (3)

—— 私人は法を実現できないのか? ——

会 沢 恒

- I. はじめに
- II. 判例の動向
 - A. 前史
 - 1. *Browning-Ferris Industries* 判決
 - 2. *Haslip* 判決と *TXO* 判決
 - 3. *Oberg* 判決
 - B. *Gore* 法理とその展開
 - 1. *Gore* 判決
 - 2. *Campbell* 判決
 - 3. *Cooper Industries* 判決 (以上、59巻1号)
 - 4. 下級裁判所の動向
 - C. *Philip Morris USA v. Williams* 判決
 - 1. 事案と訴訟経過
 - 2. 法廷意見
 - 3. 反対意見
 - 4. 若干のコメント
 - D. 判例の展開についての小括 (以上、59巻3号)
- III. 系譜学——判例の展開の内在的検討と判断の構造
 - A. *Gore* 判決
 - B. *Campbell* 判決
 - 1. デュー・プロセス上の要請の再編成
 - 2. *Williams* 判決への伏線
 - 3. 小括
 - C. *Williams* 事件

1. オレゴン州裁判所の Campbell 判決理解
2. 連邦最高裁判決
- D. 判例法の整理——デュー・プロセスの重疊的要請（以上、本号）
- IV. 分類学——懲罰的賠償の諸モデルと Williams 判決における懲罰的賠償観
- V. 若干の展望

Ⅲ. 系譜学——判例の展開の内在的検討と判断の構造

さて、Williams 判決¹は、手続的規制という形式を採りつつ、原告以外の者について生じた危害を懲罰的賠償の根拠としてはならないという、実体にラディカルに踏み込んだ（と筆者には思える）ルールを（若干の留保を付しつつも）宣明した。本節の主たる問いは、この判示がどこから来ているのか、ということである。前節²と繰り返しになる部分もあるが、本節では同判決に至るまでの一連の判例法の判示をより詳細に検討する。Williams 判決の判断の出自を明らかにするとともに、そのように至った判断の構造を確認することが目的であり、懲罰的賠償制度に対して連邦憲法上のデュー・プロセスが如何なる要請をなしているかが焦点である。

A. Gore 判決

前述の通り³、Gore 判決⁴においては、（その後広く受け容れられた）懲罰的賠償の額の審査のための3つの指標を打ち出す前に、連邦制の考慮についての判示がなされている。デュー・プロセスの審査においてまず焦点を当てるべきは、懲罰的賠償を課すことによって資することが予

¹ Philip Morris USA v. Williams, 549 U.S. 346, 127 S. Ct. 1057 (2007).

² 会沢恒「懲罰的賠償の終焉!? (1)——私人は法を実現できないのか?——」北大法学論集59巻1号522頁（2008年）（以下「会沢(1)」）、会沢恒「懲罰的賠償の終焉!? (2)——私人は法を実現できないのか?——」北大法学論集59巻3号1682頁（以下「会沢(2)」）参照。

³ 会沢(1)・前掲注2・II.B.1、511～510頁、509～508頁参照。

⁴ BMW of N. Am., Inc. v. Gore, 517 U.S. 559 (1996).

定されている州の正当な利益である、とする。(本件では自動車の販売前の補修の開示に関する) 規制をなすに際しての州の裁量と、その結果としての規制のパッチワーク状況を指摘した上で、自州の政策判断を他州に押し付けてはならないという州の義務が——Gibbons v. Ogden 判決⁵のような古典的判例も援用された上で——指摘される。

いずれの単一の州も、[全米的に適用される政策を立法することが] できないことはもちろん、自らの政策判断を近隣の諸州に対して強いてはならない。同様に、自動車の州際市場に対して負担を及ぼす州の権能は…他州の利益の尊重からも制約を受ける。

こうした州の主権と礼譲の原則から、州は、他州における合法的な行為を変更しようとの意図を持って、自らの法の違反者に対して経済的制裁を課してはならないということが導かれる、と当裁判所は考える。⁶

そしてこの原則を適用して、被告 BMW の全米的な営業方針を変更させるには高額な懲罰的賠償が必要だ、との原告の主張を退ける。

…アラバマのような州が、その法の違反者に対して、立法部の採用した罰金であれ、司法部の課す懲罰的賠償であれ、経済的制裁を加える際には、その州自身の消費者や経済を保護するという、州の利益に基づいていなければならない。…行為地において合法であり、アラバマ州ないし州民に影響を及ぼすものでもない行為について BMW を制裁する権能を、アラバマ州は有さない。また、他の法域において合法的な行為を抑止するために BMW に対して制裁を課すことも許されない。⁷

このように、懲罰的賠償の基礎には限界があることが示されている。これに対して指摘すべき第一の点は、この判示における主要な関心は水平的連邦制にある、ということである。すなわち、(本件では懲罰的賠償の賦課という) ある政府の行為をなし得るか、という州の権能が問わ

⁵ 22 U.S. 1 (1824) .

⁶ *Gore, supra* note 4, 517 U.S. at 571-572. 以下、□ 内は筆者による補足である。

⁷ *Id.* at 572-573.

れている。裏を返すと、デュー・プロセスという被告の個人的権利の問題は関係ないか、あるとしても二次的なものに留まる^{8 9}。

なお、関連した前提的な論点として、懲罰的賠償を課す主体は州（政府）であるとの了解が示されていることも指摘しておく¹⁰。すなわち、懲罰的賠償を課す主体とされるのは私人たる原告ではない。

今一つ指摘に値する点は、この判示は傍論である（はずである）ことである¹¹。Gore 事件の陪審・事実審は確かに懲罰的賠償の裁定に際して被告の他州における行為を衡量に入れて（しまつて）いたかも知れないが、アラバマ州最高裁はそのことを指摘して修正を加えており、懲罰的賠償自体も実際に減額している。このことは連邦最高裁も認識するところである¹²。にもかかわらずこのような判示がなされたのは、前記の通り、被告 BMW 社の全米的な方針を変更させるために多額の懲罰的賠償が必要だ、と連邦最高裁において原告側が弁論したことにある¹³。その上で、アラバマ州最高裁によって減額された懲罰的賠償がなお高額であるとして議論を続けているのであり、そちらへと視点を移そう。

繰り返しになるが、Gore 判決においては懲罰的賠償の額を規制することが主たる関心だといえる。

第14修正のデュー・プロセス条項は、不法行為者に対して「著

⁸ すなわち、連邦制の要請に違反することによって害されるのは他の法域の政策実行の利益であるのに対し、デュー・プロセス違反によって害されるのは個人の権利である。

⁹ *But see id.* at 573, n.19（「法が明確に許容している行為をなしたために人を罰するというのは、最も基本的な類のデュー・プロセス違反である。」）（quoting *Bordenkircher v. Hayes*, 434 U.S. 357, 363 (1978)）。但し、*Bordenkircher* 判決は水平的連邦制に関する事案ではないし、刑事手続における行為（答弁取引）に関する事案であつて実体的な制裁の範囲に関する事案でもないし、そもそもこの判示は *Bordenkircher* 判決においては傍論である。

¹⁰ *Gore, supra* note 4, 517 U.S. at 573, n.17.

¹¹ *See id.* at 604 (Scalia, J., dissenting)（「合法にせよ、違法にせよ、州外の行為と懲罰的賠償との関係についての法廷意見の全面的な（そして多くの点において根拠を欠く）言明は、純粋な傍論である。」）。

¹² *Id.* at 573-574.

¹³ *Id.* at 572, n.17 and accompanying text.

しく過大」な制裁を課すことを禁じている。¹⁴

…本件において課された著しく過大な〔懲罰的賠償の〕裁定は憲法上の限界を超えると、当裁判所は完全に確信する。¹⁵

にもかかわらず、判示のコアにあるのは懲罰的賠償の大きさを正面から実体的に限定しようとする理由付けではない。例えば、前述の通り懲罰的賠償を課する州の利益を限定的に定式化したことに照らして、これと均衡する大きさの制裁に限定すべき、といった議論が可能であろうし、確かに、そのように読み得る判示も存在する¹⁶。しかし、そうしたアプローチは本件では強調されていない。実際、連邦制の考慮に基づく州の利益の限定という要素は、法廷意見の後の議論にあまり効いていない^{17 18}。

そうではなく、むしろ、しかるべき大きさの懲罰的賠償を命じられることがある得ることを、(潜在的)被告が予告されていたか、という過程的、あるいは広義の手続的な理由付けが強調されている。

¹⁴ *Id.* at 562 (citing *TXO Production Corp. v. Alliance Resources Corp.*, 509 U.S. 443, 454, (1993)).

¹⁵ *Gore, supra* note 4, 517 U.S. at 585-586.

¹⁶ *Id.* at 584-585 (「よりドラスティックではない救済によって目的を達成し得ると期待できるかを考慮することなしには、将来の違法行為を抑止するのに必要であるとの根拠に基づいて、本件で課された制裁を正当化することはできない。…より穏健な制裁が、本件でアラバマ州最高裁によって課された開示要件の完全な遵守を動機付けるのに十分ではない、と想定する根拠はない。」)。

¹⁷ 非難可能性の分析の中で、被告の行為は全米的な販売方針に基づくから非難可能性が高いとの原告の主張に対して反論がなされている。しかし、そこでの法廷意見の議論は、ビジネスが諸州の制定法(補修の開示義務)を免責規定と了解して行動することも合理的だ、とするものであり、州の権能の行使が他州へ及ぼす影響という側面に着目したものではない。See *id.* at 577-579. むしろ逆に、比較可能な他の制裁を検討する際には、アラバマ以外の法域についても参照している。「いずれの州も」適切な予告を与えていたとはいえない、との趣旨である。See *id.* at 584, n.40 and accompanying text.

¹⁸ *But see id.* at 585 (「各州は自らの消費者を保護する幅広い権能を有する一方で、いずれも、その規制政策を国全体に強いるための手段として、懲罰的賠償の抑止力を利用してはならない。」)。

人は、彼を制裁に服せしめる行為についてのみならず、州が課すやも知れぬ制裁の厳格さについても、公正な予告を受けるべきである、と当裁判所の憲法法理に込められた公正さの基本的な観念は命じている。¹⁹

この判示を支えるために4件の判例が参照されている²⁰が、この論点について直接に検討したものではない²¹。最も近いのは Miller 判決²²であろうか。同判決は、犯行後に改訂された量刑ガイドラインによって改訂前のものによるよりも重い刑期を命じられることが事後法禁止法理に違反するとされた事件である。

さて、非難可能性・填補賠償額に対する懲罰的賠償額の倍率・比較可能な違法行為に対する法定の制裁という、いわゆる Gore 判決の3指標は、かかるデュー・プロセスの要請としての制裁の重大さに対する予告の判断要素として、位置付けられる。

…制裁の規模について BMW が適切な予告を受け取っていなかったことをそれぞれ示している3つの指標によって、BMW に対する200万ドルの〔懲罰的賠償の〕裁定は著しく過大であるとの結論に当裁判所は至った。²³

¹⁹ *Id.* at 574.

²⁰ *Id.* at 574, n.22.

²¹ *Bouie v. City of Columbia* 判決 (378 U.S. 347 (1964)) は、問題の行為がそもそも構成要件に該当するかという点で法規の解釈の遡及適用がデュー・プロセス違反とされたものであり、制裁の強度が問われた事案ではない。 *Lankford v. Idaho* 判決 (500 U.S. 110 (1991)) は、法的には死刑が可能な犯罪であったものの、量刑手続で死刑の可能性が十分に検討されなかったにもかかわらず死刑判断が下されたことを問題とした事案である。民事事件としては *Shaffer v. Heitner* 判決 (433 U.S. 186 (1977)) のみ引かれているが、周知の通り同判決は領域的管轄権にかかわるものであり、その意味で狭義の手続法の論点についての先例である。Gore 判決の法廷意見は「デュー・プロセス条項の保障する『予告なき判決 judgment without notice』からの基本的な保護は、民事制裁に関係する」として *Shaffer* 判決を参照している。 *Gore, supra* note 4, 517 U.S. at 575, n.22.

²² *Miller v. Florida*, 482 U.S. 423 (1987).

²³ *Gore, supra* note 4, 517 U.S. at 574-575 (“Three guideposts, each of which in-

そしてこの判示に引き続いて、3指標のそれぞれについてさらに検討がなされている。私見によれば、この3指標の位置付けにはある種の捻れがある。前段で引用した一般論の判示と異なり、3指標から制裁の重大さの予告の欠如が導かれ、ここにデュー・プロセスの違反を見出し故に高額な懲罰的賠償が違憲となる、というリニアな関係にない。

恐らく、懲罰的賠償の裁定の合理性において最も重要な指標は被告の行為の非難可能性の程度であろう。²⁴

本件においては甚だしく不適切な行為に通常付随する状況が何ら提示されていないから、BMWの行為が200万ドルの懲罰的賠償の賦課を正当化するに十分に非難に値するものではないと、当裁判所は確信する。²⁵

…合理性 (reasonableness) という一般的な関心が憲法上の判断に入り込むことも適切なことである。…〔填補賠償額と懲罰的賠償額との〕比率が500対1という息を呑むほどのものである場合には、かかる裁定は間違いなく裁判所が疑い深く眉を顰めるものである。²⁶

しかしながら、BMWの行為が過酷な刑事制裁に相当する懲罰的賠償を正当化するほど十分に甚だしいものであるとのアラバマ州最高裁の結論を、当裁判所は受け容れることができない。²⁷ こうした判示からは、3指標から導かれる懲罰的賠償の重大さが、それ自体として憲法上問題であるとの認識を読み取ることができる。ここでは制裁の重大さの予告という要素は介在していない。

もっとも、3指標の検討の中でも予告という考慮に触れられている箇

dicates that BMW did not receive adequate notice of the magnitude of the sanction ... lead us to the conclusion ...) (emphasis added).

²⁴ *Id.* at 575.

²⁵ *Id.* at 580.

²⁶ *Id.* at 583 (internal citations and quotation marks omitted).

²⁷ *Id.* at 585.

所もある。

これらの制定法はいずれも、その条項の最初の違反…がその違反者を数百万ドルのペナルティに服せしめ得るとの公正な予告を、州外の販売業者に与えるものではない。その上、BMWの営業方針が当初問題とされた時点では、この方針の適用がそのように重大な制裁を帰結し得ることを示す司法的決定は、アラバマにおいても他の場所でも存在していなかったようである。²⁸

BMW 社が経済的に脆弱な個人ではなく大企業であるということは、諸州がそのビジネス上の行動に課す要求についての公正な予告に対する権利を減じるものではない。²⁹

しかし、こうした判示は散発的なものであり、具体的な当て嵌めにおいて制裁の予告の考慮が合憲性判断の要になっているとはいえない。

このように、Gore 判決には、主たる関心は懲罰的賠償の大きさそれ自体の規制に置かれながら、そのための根拠としては制裁の重大さの予告という配慮が提示された、という捻れがある。この捻れは本判決内部においても当て嵌めにおける議論のズレとして現れている。制裁の大きさの予告というのは確かにデュー・プロセス上の関心としてもっともなものではあるが、この要請は実際の判断に当たっては抜け落ちてしまっており、結局、懲罰的賠償の額に直接に焦点が当たっている。

まとめると、Gore 判決の判断の構造には以下の特徴がある。第一に、前提のないし包括的制約として、連邦制の考慮が措定され、懲罰的賠償の根拠となる州の利益に絞り込みがかけられていること、第二に、デュー・プロセス条項からの直接の関心として、制裁の大きさについての予告が挙げられていること、第三に、いわゆる Gore 判決の 3 指標はかかる「予告」の有無を判断するためのベンチマークとして位置付けられること、第四に、しかし実際には「予告」の有無それ自体は主要な関心ではなく、結果としての懲罰的賠償の額それ自体に焦点が当てられていること、である。³⁰

²⁸ *Id.* at 584.

²⁹ *Id.* at 585.

³⁰ なお、懲罰的賠償に第 8 修正の適用がないことは BFI 判決で確立している

B. Campbell 判決

1. デュー・プロセス上の要請の再編成

Campbell 判決³¹は Gore ルールの 3 指標をリファインした点が主要な判示事項である³²が、法廷意見はそれらの検討に入る前に、Haslip 判決³³以来の判例法を概観して、懲罰的賠償に対する憲法的規制における関心についての一般論を述べている。

法廷意見はまず、懲罰的賠償に対する憲法的規制が（手続的デュー・プロセスの問題のみならず）実体的デュー・プロセスの問題でもあることを明言することから議論を始める。

諸州は懲罰的賠償を課すに当たり裁量を有する一方で、かかる裁定に当たっては手続的及び実体的な憲法上の限界が存することともまた、明確に確立している。³⁴

ここでは Cooper Industries³⁵、Gore³⁶、Oberg³⁷、TXO³⁸、Haslip³⁹の各判決が参照されている。但し、Gore 判決については、TXO 判決を参照した法廷意見の冒頭箇所⁴⁰と Breyer 同意意見を参照している。制裁の大きさと予告との関係を議論する Gore 判決の主要部分ではない。⁴¹

はずであるが⁴² (see *Browning-Ferris Indus. of Vt., Inc. v. Kelco Disposal, Inc.*, 492 U.S. 257 (1989) ; 会沢(1)・前掲注 2・II.A. 1 も参照)、本件で法廷意見が依拠する先例には BFI 判決や他の第 8 修正に関する判決も含まれていることも注記しておく。See *Gore, supra* note 4, 517 U.S. at 576 (citing *Solem v. Helm*, 463 U.S. 277 (1983)).

³¹ *State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Campbell*, 538 U.S. 408 (2003).

³² 会沢(1)・前掲注 2・II.B. 2 参照。

³³ *Pac. Mut. Life Ins. Co. v. Haslip*, 499 U.S. 1 (1991).

³⁴ *Campbell, supra* note 31, 538 U.S. at 416.

³⁵ *Cooper Indus., Inc. v. Leatherman Tool Group, Inc.*, 532 U.S. 424 (2001).

³⁶ *Supra* note 4.

³⁷ *Honda Motor Co., Ltd. v. Oberg*, 512 U.S. 415 (1994).

³⁸ *Supra* note 14.

³⁹ *Supra* note 33. これらの諸判決については会沢(1)・前掲注 2 参照。

⁴⁰ 前注14参照。

⁴¹ See also Thomas C. Galligan, Jr., *U.S. Supreme Court Tort Reform: Limiting State Power to Articulate and Develop Tort Law — Defamation, Preemption, and Punitive Damages*, 74 U. CIN. L. REV. 1189, 1256, 1260–61 (2006); A. Benjamin

引き続いて、より具体的なデュー・プロセス上の関心事項が挙げられる。そこでまず指摘されているのは、「著しく過大または恣意的な制裁」をデュー・プロセス条項が禁じている、という点である。そして、制裁の重大さの予告の要請がその理由であると続ける。と同時にさらに、「〔懲罰的賠償の〕裁定は、それが著しく過大である限りにおいて、正当な目的を促進せず、財産の恣意的な剥奪を構成する」⁴²とも付言される。

加えて、懲罰的賠償制度が刑事法と類似の機能を持つにもかかわらず、刑事におけるような手続保障がないことに懸念が表明されている。

〔懲罰的賠償の〕裁定は刑事制裁と同一の目的に貢献するものの、民事事件においてこれに服する被告は刑事手続において適用される保護を与えられてきていない。このことは懲罰的賠償制度の運用のあり方の不明確さに対する当裁判所の懸念を強める。…曖昧な、あるいは単に陪審に対し「激情や偏見」を回避するよう告げるのみの説示は、関連性ある証拠と、ほとんど関係なくあるいは単に扇情的であるのみの証拠とに適切な重みを割り当てるという任務に際して決定者の助けとなることはほとんどない。^{43 44}

判示のこの部分から読み取れる事項を整理すると、まず、懲罰的賠償に対する憲法的規制が手続的デュー・プロセスのみならず実体的

Spencer, *Due Process and Punitive Damages: The Error of Federal Excessiveness Jurisprudence*, 79 S. CAL. L. REV. 1085, 1104-1128 (2006). Spencer は一連の判例法が先例の基礎を欠くことを指摘ないし主張する。

⁴² *Campbell*, *supra* note 31, 538 U.S. at 417.

⁴³ *Id.* at 417-418.

⁴⁴ Gore ルールの第3指標・同様の違法行為に対する制裁との比較を論じる後の箇所でも、手続の厳格さについての刑事訴訟との違いに触れられている。この点が、刑事制裁を考慮から外す（少なくとも限定する）理由（の一つ）となっている。*Id.* at 428（「刑事制裁は、より高い証明基準を含めた、刑事のトライアルの強化された〔権利の〕保護が遵守された後でのみ、科すことができるものであるから、その評価に当たって民事手続の利用を回避すべく、重大な注意が払われねばならない。懲罰的賠償は刑事手続の代替ではなく、関連性の薄い刑事制裁の可能性が自動的に懲罰的賠償の裁定を支持するものではない。」）。

デュー・プロセスに（も）関わるものであることが確認された⁴⁵。その上で、「著しく過大または恣意的な制裁」の禁止という効果を述べる。Gore 判決においてはこの規範は制裁の重大さの予告の欠如という点から引き出されていた。しかし、本判決ではこれに加えて、正当な目的を推進せず財産の恣意的な剥奪となること、刑事手続に相当する手続保障がないことも併せて指摘されている。

さらにこの一般論を「これらの懸念に照らして、〔連邦最高裁〕は諸裁判所に対し3つの指標を考慮して懲罰的賠償を審査するよう指示した」⁴⁶と受けて、各判断要素の検討に移っている。

その第一のものは非難可能性の指標に関するものであり、前述の通り、その判断に際して州外の行為についての証拠の利用を制限したのが Campbell 判決の眼目の一つである⁴⁷。法廷意見は Gore ルールを要約した上で、本件との関係では次のように評価することから検討を始める。

Campbell 夫妻に対する State Farm 社の行為に基づく懲罰的賠償を与えることに誤りがあったとするものではないが、この非難すべき行為に対してはより穏健な制裁（a more modest punishment）によって州の正当（legitimate）な目的を満足し得たであろうし、ユタ州の裁判所はそれを超えるべきではなかった。⁴⁸

ここでは、Gore 判決においてデュー・プロセス上の懸念の基礎にあった、制裁の規模の予告という要素は消えてしまっている。予告の有無という迂路を介してではなく、制裁の規模に直接に焦点を合わせて、その適否を判断する、という構造となっている。先に指摘した、正当な目的を促進しない制裁は恣意的な財産の剥奪に当たる、という理由付けが前

⁴⁵ See also *Cooper Industries*, *supra* note 34, 532 U.S. 433-434（「…連邦憲法第14修正のデュー・プロセス条項は〔刑事制裁や懲罰的賠償を課す州の〕裁量に対して実体的な制約を課している。…デュー・プロセス条項はまた、それ自体の効力として、不法行為者に対して『著しく過大な』制裁を課すことを州に対して禁じている。」）（emphasis added）。

⁴⁶ *Campbell*, *supra* note 31, 538 U.S. at 418.

⁴⁷ 会沢(1)・前掲注2・506～505頁参照。

⁴⁸ *Campbell*, *supra* note 31, 538 U.S. at 419-420.

面に出てきており、そして質的に問題ない制裁であったとしても、量的に過剰になると「正当な目的を推進しない制裁」に当たる、とされている。

従って、懲罰的賠償の合憲性の判断に際しては、「正当な目的」に照らした量的関係が判断の焦点となる。そのように考える場合、何が「正当な目的」であるかと、かかる目的と制裁の大きさとがどの程度の関係であれば許容されるかが問題となるが、本判決では後者は議論されていない⁴⁹。それではここでの「正当な目的」は何か。

本件は…、State Farm 社の全国的な運営に見出された欠陥を暴露し、罰するための踏み台 (platform) として利用された。State Farm 社は、Campbell 夫妻に直接向けられた行為についてではなく、むしろ全米的な経営方針について非難された…。州は、行為地において合法であったような行為に対して被告を罰することはできない…。また州は、一般的ルールとして、その管轄外にてなされた非合法的行為に対して被告を罰するために懲罰的賠償を課すことにつき、正当な関心を有しない。…⁵⁰

その領域内において如何なる行為が許されまたは禁じられるかについて、それぞれの州は自らの道理に基づく判断をなし得、その法域内で行動した被告に対して必要に応じて課すべき制裁手段を決定できるのもそれぞれの州のみであるということは、連邦制の基本原則である。⁵¹

本件で法廷意見は、「正当な目的」を連邦制の考慮に関連付けた。州の権能の限界を問う連邦制の考慮と、被告の権利の問題であるデュー・プロセス上の関心とは一応別個のものとして把握できるはずである⁵²。また、Gore 判決は、連邦制の考慮を懲罰的賠償に対する包括的制約とし

⁴⁹ もっとも、これは Gore 法理・第2指標の問題であると了解することも可能かも知れない。

⁵⁰ *Id.* at 420-421 (internal citations omitted).

⁵¹ *Id.* at 422.

⁵² Ⅲ. A、前注8～9及びその本文参照。

てまず措定した上で、制裁の重大さの予告というデュー・プロセス上の問題を指摘し、その判断基準として3指標が配置される、という構造を採っていた。だが、ここでは、デュー・プロセス上の問題の判断に当たっての一要素の中に連邦制の考慮が忍び込んだ形になっている。

2. Williams 判決への伏線

後に指摘する通り⁵³、本節の主題である Williams 判決の中心的判示は、Campbell 判決の判示から直接に導かれ、あるいは拘束されているものではない。むしろ拘束されていないにもかかわらずそのような判示がなされた点に Williams 判決の新規性があるわけであるが、しかしその判示も全くの真空から生まれたものでもない。そしてそのヒントは、非難可能性の判断に際しての被告の州外の証拠の利用に関する Campbell 判決の判示に現れている。

本件で原告側は、州外の証拠を被告側の動機を一般的に示すものとして提示しようとしたが、法廷意見はこの主張を退けた。

合法的な州外の行為は、被告の行為が不法行為を構成する州における、その計画性や有責性を示す際には証明力を有するかも知れない。しかし、そうした行為は原告の被った特定の危害と関連 (a nexus to the specific harm) を有するものでなければならぬ。さらに、行為地においては合法的な行為について被告を罰するために州外の行為を利用してはならないと、陪審は説示されなければならない。⁵⁴

〔ユタ州〕裁判所は Campbell 夫妻の被害とは何ら関係のない行為を罰し抑止するために懲罰的賠償を認めた。責任の前提となる行為から独立した、〔それとは〕類似しない被告の行為が、懲罰的賠償の基礎となつてはならない。被告の制裁されるべきは原告を害した行為に対してであり、不快な人物ないしビジネスであることに対してではない。⁵⁵

⁵³ Ⅲ.C.2、後注72～74及びその本文参照。

⁵⁴ *Campbell*, *supra* note 31, 538 U.S. at 422.

⁵⁵ *Id.* at 422-423 (internal citations omitted).

さらに、違法行為が常習的であることがより重大な制裁を正当化するとしても、「民事訴訟のコンテキストにおいては、問題の行為が先行する違法行為を模倣するものであることを、裁判所は確保しなければならない。」⁵⁶ 本件ユタ州最高裁の判断は、常習的違法行為であったとの根拠によっては正当化されないとする。

Campbell 夫妻は、彼らに被害を与えた類の違法行為の繰り返しについての証拠をほとんど摘示していない。また、ユタ州裁判所の判断に対する当裁判所の審査によれば、State Farm 社は Campbell 夫妻に向けたその行動に対してのみ罰せられたものでもない。懲罰的賠償の算定に当たって関連性を有するためには、他の行為の証拠は全く同一である必要はないものの、第三者訴訟と全く関係のない請求に関する証拠が詳細に導入された点で、ユタ州裁判所は誤っていた。非難可能性についての他の証拠はそれにも増して関係がない。…非難可能性の指標は、事件の範囲を拡大し、以て…あらゆる不正行為についても被告を制裁し得るようにすることを、裁判所に認めるものではない。本件において Campbell 夫妻は、彼らを害したものと同様の State Farm 社による行為を示していないのであって、故に彼らを害した行為が非難可能性の分析にあたって関連性を有する唯一の行為である。⁵⁷

Campbell 判決においては、Williams 判決を、サポートする判示とそうとはいえない判示とが交錯している。本項の引用部分では、Williams 判決を基礎付けると読み得る判示に実線で、そうとはいえない判示に点線で下線を引いている。実線部分においては、懲罰的賠償が原告の被った被害と関連しているべきであることを強調しており、Williams 判決に対して基礎を与えているようである。しかし本件（のような紛争類型）では、一対一の当事者による一回的關係が問題となっているわけではない。企業（State Farm 社）はその経営に際して顧客一般に対して如何なる行動を執るかの方針を事前に採用しており、ある顧客

⁵⁶ *Id.* at 423.

⁵⁷ *Id.* at 423-424.

(Campbell) との間に発生した紛争はその適用として生じている（と原告側は主張している）わけである。そのような紛争状況では、同一の経営方針の適用を受けた他の顧客（との紛争）について裁判所に提示することは、当該経営方針——すなわち原告が違法行為であると主張している行為——の性質を示し、それに対する評価を下す上で意味がある。ここでの判示が、原告の主張する行為と「類似しない」行為・「あらゆる」不正行為に対して州が制裁を課そうとすることを戒めているのはそのようなコンテキストに照らして了解すべきであり、逆に言えば「類似する」「同様の」行為については考慮に含めることを許容している、と読むことができる⁵⁸。

第二に、この部分の判示は、被告の州外の行為に関する証拠の利用についてなされているものである。前項で触れた通り、Gore 判決を受けて Campbell 判決は、ある州が懲罰的賠償を課す際の「正当な目的」を州内事項への関心に限定した。しかし他方、全米的に展開するビジネスを相手にする場合には、州内の状況に対して影響を及ぼし得るアクションが州外で行われていることもあり得、州外の状況を参照しなければ州内の状況について十分かつ適切な評価をなし得ないかも知れない。この両者の要請を調整するために、州外の状況を参照するに当たって、州内の状況——具体的には（州民たる）原告に生じた危害——との関連（nexus）を要求したものと位置付けることができる。そうだとすると、そもそも州内において被告が残したインパクトについては——たとえ原告の被った危害と関連しないものであっても——かかる拘束を受けないものとする可能性もある。

しかし Campbell 判決は、また別のデュー・プロセス上の懸念を摘示することで、「より根本的な理由により」⁵⁹、州の内外を問わず、原告以外の者について生じた危害の考慮を問題視している。

⁵⁸ 「本件において Campbell 夫妻は、彼らを害したものと同様の State Farm 社による行為を示していない」が故に「彼らを害した行為が非難可能性の分析にあたって関連性を有する唯一の行為である」と述べる（前注56参照）のは、同様の行為を摘示すれば検討対象としてよい、と読める。

⁵⁹ *Campbell*, *supra* note 31, 538 U.S. at 422.

デュー・プロセスは諸裁判所に対し、懲罰的賠償の算定に当たり、非難可能性の分析の名の下に、他の当事者の被告に対する請求の実体について裁定することを認めていない。本件でユタ州最高裁が行ったのがそのようなことであるのは間違いない。…通常の場合、当事者でない者は他の原告の獲得した判決によって拘束されることはないから、このような基礎に基づく制裁は、同一の行為に対する複数の懲罰的賠償の可能性を生ぜしめる。…⁶⁰

ここでは二重のデュー・プロセス上の関心事項が指摘されている。すなわち第一に、被告の側から見た、単一の行為に対して複数の制裁を受ける可能性という問題点である。今一つ、関連しつつも異なるデュー・プロセス上の要請として、非当事者の側から見て、訴訟に参加していないにもかかわらず自らの請求を裁判されてしまうことのなきようにする要請がある。

なお、填補賠償と懲罰的賠償との比率という Gore ルールの第 2 の指標について検討する際にも、原告の被った危害と懲罰的賠償との関連性を要求するといえる判示がある。

Gore ルールの第 2 の指標に転ずると、原告に対する危害ないし潜在的危害と懲罰的賠償の裁定との間の比率について具体的な憲法上の制約を同定することに躊躇してきた。…⁶¹

この判示からは、少なくともこの指標の判断に当たっては、原告以外の者ないし公衆一般に生じた危険ないし潜在的危険を判断の基礎から除外していると了解できる。

3. 小括

前項で指摘した通り、Campbell 判決においては、原告以外の者に生じた危害を懲罰的賠償の基礎とすることにつき、これを認めないとも読める部分もあるが、その判断のコンテキストに照らすと、そのような判断はしていない、と読み得るものであった。もっぱら、原告の主張する

⁶⁰ *Id.* at 423 (internal citations omitted).

⁶¹ *Id.* at 424.

違法行為と「類似しない」「異なった」被告の行為を考慮することのみ、規制しているように思える。しかし他方で、より抽象度の高いデュー・プロセス上の要請の一般論は、また別の方向性を示唆している。

Gore 判決の構造は、連邦制の要請が前提のないし包括的な制約としてあるとした上で、デュー・プロセスの要請としての制裁の重大さの予告というものを指摘し、さらにその具体的判断のための指標として3つの考慮要素を挙げる、というものであった。Campbell 判決においては、予告という側面がトーンを潜め、「著しく過大」な制裁の禁止という（本来の関心である）懲罰的賠償の額それ自体への規制を前面に出して主題化した上で、制裁の規模の予告というデュー・プロセスの要請はその理由付けとして位置付けられた。しかし、唯一の理由ではない。デュー・プロセスの他の要請として、州の正当な目的を促進する制裁であること・恣意的な財産の剥奪でないこと、刑事手続に相当する手続保障、被告が単一の行為に対して複数の制裁を受けないこと、当事者ではない（被害）者の請求を裁定しないこと、といった点も並列的に挙げられている。その上で、連邦制の要請は州の「正当な目的」の判断要素となっている。Gore 判決と Campbell 判決の間には、第一に、連邦制の考慮とデュー・プロセスの考慮との交錯ないし錯綜、もっと言ってしまえばすり替えとも呼べる変質がある。しかも、そこで摘示されるデュー・プロセス条項からの要請も、複数のものが並列的ないし重畳的に現れているのである。⁶²

C. Williams 事件

1. オレゴン州裁判所の Campbell 判決理解

実際の射程はどうあれ、Campbell 判決が懲罰的賠償に対して制限を

⁶² See Mark Geistfeld, *Constitutional Tort Reform*, 38 LOY. L.A. L. REV. 1093, 1095-1111 (2005) (Campbell 判決がデュー・プロセス上の「懸念」としているものとして、被告の行動の自由の制約、財産の恣意的な剥奪、公正な予告、判断形成の質、を挙げる) ; Andrew C. W. Lund, *The Road From Nowhere? Punitive Damage Ratios After BMW v. Gore and State Farm Mutual Automobile Insurance Co. v. Campbell*, 20 Touro L. REV. 943 (2005) (Cooper Industries 判決後、デュー・プロセス上の関心が公正な予告から恣意性の排除にシフトしたことに伴い、Gore 第2指標の重要性が増したとする)。

加える論拠として読み得る判示を含む以上、後の事件の当事者はそれを自らに有利になるように援用することとなる。Williams 事件のオレゴン州最高裁⁶³においては2つの論点が争点となった。原告側被害者以外の者に生じた危害を懲罰的賠償の根拠から排除するよう求める、被告による陪審説示の提案⁶⁴を、事実審裁判官が認めなかった点をめぐるものが第一点である。第二点は、Gore-Campbell 法理に基づくデュー・プロセス上の懲罰的賠償の額の量的な審査である。

前節で指摘した判示を参照しつつ、被告 Philip Morris 側は、Campbell 判決が訴訟の非当事者に対する危害について被告を制裁するために懲罰的賠償を課すことを禁じている、と主張した⁶⁵。これに対して、オレゴン州最高裁は、かかる Campbell 判決の読み方は文脈を無視しているとする。

〔Campbell 判決の判示を段落全体として考慮すれば、〕他の当事者に対する同様の行為の証拠は懲罰的賠償の裁定に当たって関連性を有する、と当裁判所は結論する。連邦最高裁は、類似していない行為の証拠を許容したことについてのみ、ユタ州裁判所を批判したものである…。⁶⁶

すなわち、Campbell 判決は、紛争となっている違法行為と類似しない

⁶³ Williams v. Philip Morris, Inc., 127 P.3d 1165 (Or. 2006) [hereinafter *Williams (Or.)*].

⁶⁴ 説示案の関連する部分は次の通り。「あらゆる制裁の大きさは、被告の罰すべき違法行為によって Jesse Williams に生じた危害と合理的な関係を持つべきである。陪審は、何が合理的関係であるかを決定するに当たって、他の者の被った危害の程度を考慮してもよいが、他の者に対してなされたとされる違法行為の影響について被告を罰してはならない。そうした他の者は自ら訴訟を提起し得るし、そこでは他の陪審がその請求を解決し、その危害について適当と認める懲罰的賠償を与えることができる。」 *Id.* at 1175. 訴外の者に生じた危害の参照について、懲罰的賠償の直接の根拠とすることと非難可能性の判断の考慮要素として間接的に利用することとを概念上区別し、後者を肯定しつつ前者を否定している点で、後に連邦最高裁によって採用された立場と重なる。

⁶⁵ 前注60の判示が参照されている。

⁶⁶ *Williams (Or.)*, *supra* note 63, 127 P. 3d at 1175-1176. Campbell 判決の前注55、57の判示を参照している。

行為・類似しない請求についてのみ問題とし、懲罰的賠償が、被告たる企業の、市民としての行動一般について評価するものとなってはならないとのみするものだ、という、本稿が前節で検討したものと同様の理解を示す。

さらに、オレゴン州判例法が、ビジネスがその経営方針の適用によって顧客ないし公衆一般に影響を及ぼす行為が違法行為を構成する場合、これを考慮し得るとしていること⁶⁷も参照して、

Williams とその不運が、Philip Morris 社が喫煙者一般に対して加える用意のあった危害の単なる典型に過ぎないかどうかを、陪審は考慮できる⁶⁸

とし、かかる州判例法ルールは先の区別により Campbell 判決によって封じられていない以上、

Philip Morris の提案する陪審説示は、「主張されている違法行為が他の人々に与えた影響について、被告を罰する」ことを陪審に禁じる。たとえ、この「他の人々」が、原告を害したものと同一の行為によって、同一の態様で害されたオレゴン州民であっても、である。前述の通り、これは、陪審に与えられる説示と陪審審理の指揮についてのオレゴン州法に関する独立した問題として、誤っている。また、当裁判所が Campbell 判決を理解する限り、連邦法上のデュー・プロセス法理を正しく述べたものでもない。提案されている陪審説示は正しく法を反映したものではないので、これを認めなかった事実審は誤りを犯してはいない。⁶⁹

このように述べ、被告側による陪審説示の提案を退けた判断を支持している。

⁶⁷ See *Parrott v. Carr Chevrolet, Inc.*, 17 P.3d 473, 489 (Or. 2001) (「被告の不法行為を構成する行為はそのビジネス実務の定型業務であり、被告はそれを変更するつもりがないのであるから、その違法行為が過去・現在・将来の顧客に及ぼし得る潜在的損害もまた、当裁判所は考慮する。」)。但し、現在ではこの判例法は Williams 連邦最高裁判決によって覆されたと考えられる。

⁶⁸ *Williams (Or.)*, *supra* note 63, 127 P. 3d at 1175.

⁶⁹ *Id.* at 1176.

また、オレゴン州最高裁は、Gore 法理を検討する、後の箇所でも、非難可能性の分析に当たって、「同一の行為によって他のオレゴン州民に対して引き起こされまたはその虞のあった同様の危害の証拠」⁷⁰を陪審は考慮し得る、としている。当て嵌めにおいてもオレゴン州民が広く誤った情報を受領し、健康被害を受けあるいはその危険に直面したことを指摘して、Philip Morris の行為は極めて悪質であると評価する。そして総合判断としても⁷¹、かかる事情を強調する形で「本件は決して通常の事件ではない」と評価し、7950万ドルの懲罰的賠償を課した陪審判決はデュー・プロセスに適合する、としている。

2. 連邦最高裁判決

さて、連邦最高裁の判断である。前項で紹介したオレゴン州最高裁による Campbell 判決の読解を、連邦最高裁も必ずしも否定するものではない。

〔連邦最高裁〕は Campbell 判決において、被告の「類似しない」行為に基づいて陪審がその〔懲罰的賠償の〕裁定を基礎付けることについてのみ判示した、と〔オレゴン州最高裁〕は指摘した。…

オレゴン州裁判所の〔この〕言明は正しい。他者に対して生じた危害について陪審は制裁を加えてはならないと、当裁判所は

⁷⁰ *Id.* at 1177.

⁷¹ 第二の倍率指標の適用に当たっては、下級審は他のオレゴン州民の被った危害を見積もり、それを基礎として判断した。これに対し、オレゴン州最高裁は、TXO 判決の判示にそのように読める部分もあると指摘しつつ、その後の Gore 判決・Campbell 判決はこれを否定し、倍率要素における算定の基礎となる填補賠償は訴訟の原告の被った被害に関するもののみだとしている。*Id.* at 1180 (quoting TXO, *supra* note 14, 509 U.S. at 460). そして倍率指標との関係では、本件下級審の懲罰的賠償の裁定は過大だと評価し得る、とする。第三の比較可能な他の制裁という指標については（Campbell 判決の判示をやや弱く読んだ上で）高額の懲罰的賠償を支持するとした。そして、3 指標による本件懲罰的賠償の評価が 2 対 1 に分かれるものの、総合考慮として本文のように結論している。

明示的に判示していなかった。⁷²

だが、直後にこう続ける。

しかし、ここで、そのように判示する。⁷³

すなわち、懲罰的賠償の根拠の範囲に関する Williams 判決の中心的判示は、本稿で議論してきた一連の判例法に拘束されて、当然に引き出されるものではない。このことは連邦最高裁も承認していると理解できる。他の箇所では次のような区別がなされている。

BMW 判決において当裁判所は、下級審の懲罰的賠償の算定を記述するに当たって、「誤りのない」という語を、他者に対する危害を含むと考え得るものとして使用した。だが、…〔この〕語は、当該事件において関連性のある誤りについて言及したものである。BMW 判決の他の箇所では、被告の行為によって原告「または他の BMW の顧客がさらなる潜在的危険に曝された」ということは示されていないと注記されているが、当裁判所は他者への危害という論点を判断しようとしたものではない。むしろ、BMW 判決における意見においては、当該論点をオープンなままに残しておくものであったように思われる。⁷⁴

このように述べ、訴訟当事者以外の者に生じた危険・潜在的危険を懲罰的賠償の根拠とすることを認めているようにも読める判示を限定して、この論点を先例が未だ決定していないものとして確保した。その上で、本判決によって決定した、というのが本判決の判例法上の地位である。

しかし他方、「明示的に」という留保からも窺われるように、本件の判示事項は一連の判例法の延長としての性質も有する。そしてそれは、より抽象的なデュー・プロセス法理の要請についての了解に基づく。より具体的に判旨を検討しよう。

法廷意見はまず、一連の判例法を要約する形で、懲罰的賠償制度に対する連邦憲法上の評価を概観する。

当裁判所は長い間、「懲罰的賠償は適切に課されれば、違法な

⁷² Williams, *supra* note 1, 127 S. Ct at 1065.

⁷³ *Ibid.*

⁷⁴ *Id.* at 1063.

行為を罰し、その繰り返しを抑止するという州の正当な利益を促進し得る」と明らかにしてきた。…同時に、その額の恣意的な決定を回避する必要があることも強調してきた。陪審の裁量的権能を限定する適切な基準を州が要求しない限り、その懲罰的賠償制度は「州の課し得る制裁の重大さについての公正な予告」を被告から奪うこととなろう。また、「恣意的な制裁」すなわち「法の適用」ではなく「意思決定者の気まぐれ」を反映した制裁の虞があろう。また、額が十分に大きな場合には、例えばある商品を如何なる条件の下で販売してよいか（さらにはそもそも販売してよいか）といった、ある州（ないしある陪審）の「政策選択」を、それとは異なる政策判断を持つ「近隣の州」に対して押し付けることとなろう。

こうしたあるいは同様の理由のために、懲罰的賠償を与える手続と、「著しく過大」として禁じられる額の双方について、連邦憲法が一定の制約を課していると当裁判所は判断してきた。⁷⁵

前述の通り⁷⁶、本件では懲罰的賠償の額それ自体は裁量上訴の際に採り上げられた論点から外されている。（法廷意見はここで「憲法上の手続的な限界のみ」⁷⁷を考慮するとするが、それに続けて実質的に実体に踏み込んだ判断がなされていることも先に指摘した⁷⁸。）Campbell 判決では規制への関心のコアとしての懲罰的賠償の大きさが前面に打ち出されたことと指摘したが、本件では額それ自体への量的な制限が論点から外されたことから、その代わりに「懲罰的賠償の決定が恣意的でないこと」という要請が規制のコアとして据えられている。さらにこれが「陪審の裁量を限定する適切な基準」の要請に置換された上で、3つの根拠が挙げられている。第一に制裁の重大さの予告、第二に恣意的な制裁の回避、第三に他法域の政策判断の尊重の3つである。Campbell 判決に即して指摘した、複数のデュー・プロセス上の要請の並列ないし重畳という現

⁷⁵ *Id.* at 1062-1063 (internal citations omitted).

⁷⁶ 会沢(2)・前掲注2・1671頁、注41及びその本文参照。

⁷⁷ *Williams*, *supra* note 1, 127 S. Ct. at 1063.

⁷⁸ 会沢(2)・前掲注2・II.C.4参照。

象がここにも現れている。⁷⁹ さらに、次の段落の冒頭の「こうしたあるいは同様の理由」という文言は、ここに挙げられた3つの配慮が限定列举ではないことも示唆する。

その上で、法廷意見は、(本稿の主題でもある)本判決の中心的判示を宣明する。

当裁判所の見解では、連邦憲法のデュー・プロセス条項は、非当事者や彼らが直接に代表する者に対して生じさせた危害、すなわち、本質的に訴訟とは無関係な者に対して生じさせた危害について被告を罰するために懲罰的賠償を利用することを、州に対し禁じている。⁸⁰

このように、(いささか唐突とも思われる形で)「懲罰的賠償の決定が恣意的でない」ための要請をまず打ち出した上で、その理由付けを挙げる。

第一の理由は、利用可能なあらゆる防御を提示する機会を与えずに個人を罰することを、デュー・プロセス条項は州に対して禁じていることである。だが、当事者ではない被害者を害したことについての制裁の脅威に直面した被告は、かかる訴えに対して防御する機会を持たない。例えば本件のような事件でならば、喫煙が危険であると知っていたために、あるいは〔危険ではないとの〕被告の言明に依拠していなかったために、他の被害者は損害賠償の権利を有さない、と示すことによって防御をなす機会を被告は持たない。⁸¹

またもや新たなデュー・プロセス上の要請が指摘された。適切な防御を提出する機会を与えられることというのは確かに訴訟において最も根本的な権利であり、そして、当事者でない者に関する事情についてはそのような機会は十分にない、というのは民事訴訟の本質的構造に由来する。もっとも、ここで摘示されている事項は被害者の主観的事情である。本

⁷⁹ なお、引用部の訳出では隠れてしまっているが、原文では、陪審の裁量を限定する適切な基準の要請が *unless* 従属節により打ち出された上で、引き続く3要素は文法上の主文として、セミコロンで結び付けられている。すなわちこの3要素が並列的な性格であることが明確である。

⁸⁰ *Williams, supra* note 1, 127 S. Ct. at 1063.

⁸¹ *Ibid* (internal citations omitted).

件においてこのことが特に問題となるのは、訴訟原因が不法行為としての詐欺という、被害者の主観的事実が要件要素に含まれるものだからである⁸²。他の訴訟原因についても同様にいえるかは留保が可能かも知れない。

法廷意見はさらに続けて別の懸念を挙げる。

また別の理由として、非当事者たる被害者を害したことに對する制裁を認めることは、懲罰的賠償の方程式にほとんど基準のない側面を付け加えることになる。そのような被害者はどのくらいの数、存在するであろうか。彼らはどの程度深刻に危害を被ったであろうか。危害はどのような状況下で発生したのか。当事者ではない被害者について、こうした問いにトライアルは答えをもたらすとは考えられない。陪審は憶測するより他にない。そして、当裁判所の懲罰的賠償関連事件の言及する基本的なデュー・プロセス上の懸念——予告の欠如、不確実性、恣意性の危険——は拡大するであろう。⁸³

ここで挙げられているデュー・プロセス上の要請の内、制裁の規模の予告の欠如と恣意性の危険については既に Campbell 判決でも触れられている。不確実性の問題はここで新しく指摘された。これを潜在的被告の直面する危険の認識の欠如として把握すれば、公正な予告という関心の中に既に含まれていたと理解できるかも知れない。あるいは、制裁の規模が意思決定者による基準なき実存的決断に委ねられることを問題視するのだとすれば、恣意性の危険という懸念の中に含まれていたと了解し得る。また別の解釈として、同様の違法行為をなした者が異なる制裁に直面し得ることを不確実性の問題として定式化している⁸⁴とも考えられ、このように理解すると新しいデュー・プロセス上の関心を持ち出したことになる。⁸⁵

そして、法廷意見の規範定立の部分は以下の段落で締め括られている。

⁸² 会沢(2)・前掲注2・1671頁、注42参照。

⁸³ *Id.* at 1063.

⁸⁴ 恣意性の問題は被告一者のみでも問題になるのに対し、本文のこのような定式化は複数の（恐らくは別々の訴訟の）被告間の平等的取扱の問題である。

⁸⁵ さらにもう一つの理由として、他者を害したことに對して被告を制裁する

先に言及した不公正さの危険に鑑みると、陪審が誤った問いではなく正しき問いを問うよう、裁判所によって確保されることが、憲法上重要である。恣意の危険、適切な予告への関心、そして懲罰的賠償の裁定が実質的にある州（ないしある陪審）の政策（例えば、タバコの禁止）を他の州に対して押し付けることができるという危険——これらは全て、今日の、18世紀・19世紀におけるものの数倍に及び得る大きさの懲罰的賠償の裁定に伴うものであるが——に鑑みれば、適当な法的なガイダンスを陪審から不必要に奪う手続を諸州が回避することは、特に重要である。従って、陪審が、単に非難可能性を決するのみならず、無関係の者に生じた危害について罰することを追求するという、誤った問いに取り組むことのないよう、州が保障することを、デュー・プロセス条項が要求していると結論する。⁸⁶

ここで挙げられている各要素——恣意の危険、適切な予告、他法域の政策の尊重——については既に言及されている事項を再び参照したものである。その上で、こうしたデュー・プロセスの関心から引き出される「原告と無関係な危害の考慮——“誤った問い”——の禁止」という実体的制約を実効的あらしめるべしとの規範が引き出されている。陪審の判断の規律の要請という点では、これまでに指摘したものとは異なる、狭義の手続的デュー・プロセスの要請が新たに指摘されているといえるし、このことが、法廷意見が本判決を「憲法上の手続上の制約」⁸⁷に関する事件であるとする所以である⁸⁸。しかし、「何らかの」ガイダンスが与

目的で懲罰的賠償を利用することを支持する典拠はない、としている。*Ibid.* が、これは議論としては弱いと思われる。というのも、利用することを否定する典拠も（少なくとも明示的には）ないからである。むしろ、（直接の）先例なきオープンな論点について、本判決が新たな判例法を打ち出した、と位置付けるのがフェアであるように思われる。前注72～74及びその本文参照。

⁸⁶ *Williams, supra* note 1, 127 S. Ct. at 1064.

⁸⁷ *Id.* at 1063.

⁸⁸ *See also id.* at 1065（「州は、〔原告以外の者に対する危害の・許容される利用と許容されない利用との〕混乱の発生の不合理で不必要な危険を生じさせる手続を、州は認めてはならない…。特に、そのような誤解の危険が——例えば、トライアルに提出された証拠や原告が陪審に対してなした弁論によって——重

えられるべきであるという点に留まらず、「どのような」ガイダンスが陪審に与えられるかが主要な関心であるという点で、本判決は懲罰的賠償法の実体に大きく踏み込んでいる、ということは、本稿で繰り返し強調している点である。

D. 判例法の整理——デュー・プロセスの重量的要請

一連の判決の具体的な判示に即して本節で検討した事項を改めて整理しておこう。

Gore 判決においては、他州の政策判断に影響を及ぼすべきではないという連邦制の考慮が、懲罰的賠償に対する包括的制限としてまず掲定された。その上で、制裁の重大さの予告の欠如という問題がデュー・プロセス上の懸念として挙げられ、さらにその判断基準として3つの指標が配置される、という構造となっていた。

だが、この・合憲性の審査に当たって制裁の規模の予告の有無を軸とする構成は、懲罰的賠償の額の規制という最高裁の関心を十分に満足させるものではない。このようなアプローチによって適切に対応できないのは、巨額の懲罰的賠償が認められたが、十分な予告は与えられていた、という状況である。例えば、「(比較的些少な) 行為Xは違法な行為であり、これをなしたものは填補賠償に加え、その100倍の懲罰的賠償に服する」との州制定法が存在すると想定してみよう。(填補賠償も実質的な額であるとする。) 制定法上のルールであるから、違法とされる行為、及びそれに対する制裁の規模の予告という点では申し分ない⁸⁹。しかし、甚大な懲罰的賠償こそ、一連の判例法が規制しようとしているものであろう。そしてGore 判決の3指標テストに照らしても——特にCampbell 判決によって改訂された「10倍」という線引きに照らせば——この州法ないしそれに基づく懲罰的賠償の裁定は違憲と判断される可能性が高か

大なものである場合、裁判所は、[当事者の] 申立に応じて、そうした危険に対して保護を提供しなければならない、と当裁判所は信じる。どのような手続を導入するか決定について州は一定の柔軟性を有するが、適切な事件においては何らかの保護を提供しなければならないことが、連邦憲法によって義務付けられている。』。

⁸⁹ See Lund, *supra* note 62, at 973-974.

ろう。

この難は、Gore 判決においても定立された規範と実際の当て嵌めとの捻れないしズレという形で現れていた。そこで、Campbell 判決においては、懲罰的賠償の額が「著しく過大」であるかどうかが直接に主題化された。これに伴い、デュー・プロセス条項から要請される内容が再編成された。すなわち、デュー・プロセスからの要請事項が複数、追加的に挙げられ、制裁の大きさの予告という関心事項は幾つかの要請の一つという位置付けに退いた形になった。この間、デュー・プロセスの内容の重疊的な変容が見られる。あるいはすり替えともいえるかも知れない。だがこれは、Gore 判決に見られた捻れないしズレを解消するためには必要なことであった。

但し同時に、Campbell 判決は別のズレを抱え込んでいる。すなわち、Gore 判決においては、懲罰的賠償制度に対する包括的な制約として、水平的連邦制の考慮が措定されていた。しかし、Campbell 判決においては、この連邦制上の論点がデュー・プロセスという個人の権利にかかわる問題の中に滑り込んでしまっている。

さて、Williams 判決は、Campbell 判決によって再編成されたデュー・プロセス上の並立的ないし重疊的な要請をさらに推し進める形で、原告以外の第三者に生じた危害を基礎とする懲罰的賠償の賦課を禁じた。これは、Gore-Campbell ルールによる懲罰的賠償の額に対する規制と独立に、あるいは先立って課される制約であり⁹⁰、ちょうど Gore 判決において水平的連邦制の考慮が位置していた包括的制限を、改めて構築した形になる⁹¹。

⁹⁰ See *Williams*, *supra* note 1, 127 S. Ct. at 1065 (「以上に説示した基準をオレゴン州最高裁が適用できるよう、当裁判所は本件を差し戻す。この基準の適用により、再度のトライアルないし懲罰的賠償の裁定の程度の変更があり得るから、本件裁定額が憲法的に「著しく過大」であるかどうかについて当裁判所は判断しない。」。すなわち、この基準の適用によってもなお巨額の懲罰的賠償が裁定される場合には、改めて「著しく過大」かどうかの審査がなされることになる。

⁹¹ もっとも、Gore 判決の連邦制の要請が無効化されたわけではないから、本文のこの表現はやや勇み足かも知れない。「同様の位置付けに立つ」あたりがより正確な表現であろうか。

換言すると、懲罰的賠償として命じられる内容について、2種類の実体的規制が連邦憲法上設けられたことになる。Williams 判決による質的な制限と、Gore 判決・Campbell 判決による量的な制限とである⁹²。両者は別個の基準として独立に適用される⁹³。このように両者を区別することで、一見錯綜しているように思える Williams 判決における「原告以外の被害者に生じた危害」の取扱も明晰に了解できる。

懲罰的賠償に関する憲法的衡量の別の箇所、すなわち非難可能性に関連性のあるものであるから、他の被害者に対する危害を自由に示し得る、と〔原告〕は主張する。つまり、他者への危害はより非難に値する行為であることを示す、とするのである。非難可能性を示すために他者への危害を原告が提示することを〔被告〕は拒否していないし、当裁判所もしない。非当事者に対する現実の危害の証拠は、原告を害した行為が公衆一般に対する危害の実質的危険を呈するものであり、故に極めて非難可能性が高い、と示す助けとなり得る。…だが、前述の理由により、それを超えて、訴訟当事者でない者に降り掛かったとされる危害を直接の理由として被告を制裁するために、陪審が懲罰的賠償を利用することは認められない。⁹⁴

非難可能性というのは後者 Gore 法理における判断要素である。すなわち、懲罰的賠償の質的な規制においては利用が禁じられるが、量的な規制においてはそのような制約はない、ということになる。もっとも、概念としてはこのように明晰に分析的に了解できるとしても、実際の訴訟のコンテキストにおいて、このように明確に区別された運用が可能であるかは——Williams 判決 Stevens 反対意見⁹⁵や同事件オレゴン州最高裁

⁹² 前者がⅡ・Dの(i)、後者が(u)に相当する。もちろんⅡ・Dで整理したように、この二つが憲法的制約の全てではなく、連邦制からの制約(同(ア)、前注91も参照)、手続上の規制(同(エ)・(オ))も現時点において認識されている。会沢(2)・前掲注2参照。

⁹³ 但し、実際問題としては前者が後者に先行して判断されるのが通常であろう。

⁹⁴ *Williams, supra* note 1, 127 S. Ct. at 1063-1064 (emphasis added).

⁹⁵ *See id.* at 1065 (Stevens, J., dissenting). 会沢(2)・前掲注2・Ⅱ・C・3も参照。

第一判決⁹⁶が批判するように——今後の動向を注視する必要がある⁹⁷。

また、一連の判例法で挙げられたデュー・プロセス上の要請を順不同で拾い上げてみよう。

- 制裁（の重大さ）についての公正な予告
- 著しく過大な制裁の禁止
- 恣意的な制裁の禁止
- 陪審に対する適切な基準の提供
- 不確実性の排除
- 州の正当な目的を促進しない制裁の禁止⁹⁸
- あらゆる防御の機会の被告への提供
- 同一の行為に対する複数の制裁の禁止ないし制限
- 被告に対する他の当事者による請求を裁定しないこと
- 刑事に準ずる手続保障
- 他の法域の政策への配慮

ここで挙げた事項は、相互に重なっているもの、関連しているものもある⁹⁹。また、前述の懲罰的賠償に対する質的規制、量的規制の双方に結びつく事項もあるが、一方にしか結びつかないものもある。懲罰的賠償

⁹⁶ See *Williams (Or.)*, *supra* note 63, 127 P. 3d at 1175, n.3.

⁹⁷ 仮に、実際問題として、両者を機能的に——Williams 判決法廷意見の要求する「手続的規制」にもかかわらず——分けて運用できないとなれば、懲罰的賠償制度の（実体的内容の憲法的評価をめぐる）論点に関する次の訴訟となろう。Williams ルールを諦めるのか、あるいは Gore 法理の量的な規制においても非当事者に対する危害の考慮を排除することになるのか、という形で争点が形成されることになるものと思われる。そして、その判断に当たっては、前述したように、Roberts と Alito の——そしてひょっとするとさらに新しい裁判官の——動向が鍵となるであろう。会沢(2)・前掲注2・II.D参照。

⁹⁸ さもなくば財産の恣意的な剥奪ないし収用に当たる、ともされる。See *Williams*, *supra* note 1, 127 S. Ct. at 1060. See also *id.* at 1066 (Stevens, J., dissenting).

⁹⁹ 前者については、例えば前注83～85及びその本文参照。後者については例えば、恣意的な制裁は正当な目的を促進しない制裁であるが、逆は必ずしも真ではない。「他州の政策への介入」という目的の下での制裁は恣意的ではないだろうが、正当な目的を促進しない。

制度の将来を占う上では、これらの懸念に対して如何なる対応をなすのかが問われる。一連の判例法が提出した憲法的規制はそのような試みであるが、それは成功するであろうか。

そもそも、懲罰的賠償制度の将来を占う必要があるのでしょうか。次節ではこれを検討する。

(続く)